

令和六年十二月十日受領
答弁第四号

内閣衆質二一六第四号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員原口一博君提出原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員原口一博君提出原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問に対する答弁書

一について

現在の個人番号に係る制度（以下「個人番号制度」という。）については、御指摘の「原口五原則」も踏まえて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）において、行政運営の効率化等を目的とし、個人番号を利用することができる行政事務及び特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供をすることができる場合を限定するなどしているほか、政府として、地方公共団体と連携した個人番号カードの普及及び利活用の推進等に取り組んでいる。

二の1について

御指摘の「マイナンバーカードを申請から一週間以内（最短五日）で交付できる仕組み」については、対象者の規模に対応できる処理能力に限界があること等の課題があることから、現時点において、お尋ねの「交付までの期間を最短五日から更に短縮すること」は困難であると考えている。

また、お尋ねの「市区町村の窓口で即日再交付できる仕組み」については、仮にこれを実現するとすれ

ば、全国の市区町村の窓口において、カード発行機等の大規模な専用の設備の設置、盗難防止等のセキュリティ対策の実施、必要な人員の確保等を図った上で、均一な品質が確保された個人番号カードを作成する必要があること等の課題があることから、現時点において、実現することは困難であると考えている。

二の2のアからウまでについて

お尋ねの「いわゆる自己情報コントロール権に関連する仕組み」、「いわゆる自己情報コントロール権の担保に資する仕組み」及び「いわゆる自己情報コントロール権の行使に際して差別的な取扱いを受けること」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、番号利用法に基づきデジタル庁で設置及び管理をしている情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供ネットワークシステム」という。）を使用した自身の一定の利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）の提供等の記録をマイナポータルを通じて確認することができる仕組みを設けているところ、当該確認の仕組みについては、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を活用することにより、受付、本人確認、情報の提供等を一貫して自動的に行うことができることとしているものであることから、利用者には手数料の負担を求めている。

二の3のア及びウについて

お尋ねの「改正の趣旨」については、令和五年四月二十五日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において政府参考人が「準ずる事務とは、例えば、住民の側から見れば同じ事務であるのに、個別の法律に基づかない事務が含まれているためにその事務にだけマイナンバーの利用が許されず行政機関等の間の円滑な情報のやり取りができなかったり、住民票の写しなどの添付書類の取得、提出を求められたりする状況を解消し、国民の利便性向上や行政の効率化を図るものでございます」と答弁し、また、令和五年四月十四日の衆議院本会議において河野国務大臣（当時）が「本改正において、情報連携を速やかに開始するため、法令でマイナンバーの利用が認められている事務の範囲内で、主務省令において情報連携を可能とすることとしています」と答弁したとおりである。

また、お尋ねの「「準ずる事務」か否かを判断する主体」及び「自己情報の利用及び提供に関する国民の予見可能性を失う」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「準ずる事務」の対象となる事務は、番号利用法第九条第一項及び第四十六条においてデジタル庁の長である内閣総理大臣と総務大臣が共同で発する命令で定めることとされており、その範囲は法令において明確にされている。

なお、政府として、最高裁判所の判断への影響についてお答えすることは困難である。

二の3のイについて

お尋ねの「利用範囲及び情報連携の拡大について協議する会議体」は存在していない。

二の4のアについて

令和六年五月十五日に会計検査院から国会及び内閣に対して報告された「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」の報告書では、「マイナンバー情報照会」の未実施理由について、地方公共団体は「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」、「添付書類を提出してもらった方が効率的」等と回答したとされており、お尋ねの「一部の事務手続で情報照会が進んでいない理由」について、デジタル庁としては、情報照会の手順に関するマニュアル等の整備が進んでいないこと等があったためと考えている。

二の4のイについて

デジタル庁としては、御指摘の「マイナンバー情報照会」の活用が進んでいない地方公共団体について、各事務手続における業務の実態や情報照会の実施における課題を具体的に把握し、特に行政運営の効

率化の効果が高いと見込まれる事務手続から優先順位を付けつつ、各事務手続の実態に合わせて効果的に実務上の課題の解決を図ってまいりたいと考えており、お尋ねのように「照会可能な事務から削除するなど、実情に応じて合理化する必要」があるとは考えていない。

二の4のウ及びエについて

お尋ねの「米国法に基づき連邦政府が日本国民の個人情報を読覧する」及び「情報の分散管理の原則に反し、一元的に管理する主体を作る」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、デジタル庁が令和五年度に行った「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供」の募集に当たっては、その調達仕様書において、「環境一式に保管される業務データはユーザが所有権を持ち、ユーザが指定した場所に保管され、ユーザの許可なしに他所に移転・複写したりしないこと。ユーザ所有の暗号鍵で暗号化して保護できること」を技術要件として設けており、当該ガバメントクラウドに保管されている情報を、当該情報を管理する者以外の者が閲覧することはできないようにするための措置が講じられることとしている。

また、当該調達仕様書においては、「リソースの提供形態は、利用者毎に論理的に分離され、互いに干

渉することなく、技術的に独立して提供可能なマルチテナントモデルであること」も技術要件として設けており、各利用者の情報が保管される当該ガバメントクラウド上の領域は、それぞれ論理的に分離されるものとしている。

二の5のアについて

御指摘の「マイナンバーのシステムや管理マニュアルの更改」の意味するところが必ずしも明らかではないが、情報提供ネットワークシステムについては、その更改に関する情報及び地方公共団体が利用するに当たって必要な規程類について、地方公共団体が閲覧可能なウェブサイトである「デジタルPMO」に掲載し、周知を行っている。また、情報提供ネットワークシステムの運用において寄せられた地方公共団体からの質問や意見、地方分権に関する提案等を踏まえて、更改についての検討を行ってきたところである。

二の5のイについて

市区町村における個人番号制度に関連する事務については、マイナンバーカード交付事務費補助金において個人番号カードの交付のための人件費等を補助対象とするなどの取組を進めてきたところであり、引

き続き市区町村の負担軽減に努めてまいりたい。

三の1について

災害時に保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で通信障害等が起きた場合も含め、保険医療機関等において個人番号カードによるオンライン資格確認が行えない場合には、「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」（令和五年七月十日付け保発〇七一〇第一号厚生労働省保険局長通知）に基づき、患者がマイナポータルから自身の資格情報の画面を提示すること等により資格確認を行い、保険診療を受けることができる旨を示している。

三の2について

お尋ねの「オンライン資格確認等システムの導入を一律に強制すること」及び「地域医療の崩壊を促すこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省としては、保険医療機関等に対してオンライン資格確認等システムの導入を義務付ける上では、令和六年三月三十一日以前の直近に行った診療報酬の請求が書面による請求であった保険医療機関等であってレセプトコンピュータを使用していない旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たもの等についてはオンライン資格確認等システムの導入義務の対象

外としたほか、廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関等であつてあらかじめ地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出たもの等についてはオンライン資格確認等システムの導入を一定期間猶予するなど、オンライン資格確認等システムの導入に課題を抱える保険医療機関等に対する配慮措置を講じている。

三の3について

お尋ねの「従来の審査では不十分」及び「不正な利用を防止できるという根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、御指摘の「マイナ保険証のメリット」である「不正な利用のリスクの低下」については、令和五年八月八日に公表された「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の「最終とりまとめ」において、「顔写真と電子証明書といったマイナンバーカードの機能により、顔認証等の確実な本人確認を行うことができ、資格確認も一度にできる」こと等が挙げられており、「マイナ保険証」の利用は、券面に本人の顔写真がない「従来の健康保険証」の利用と比較して、なりすましによる不正利用の防止に資するものと考えている。

三の4について

御指摘の「利便性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「従来の健康保険証」についても「被保険者の資格取得」から交付までに御指摘のような「一定程度の時間」を要する場合があると考えており、また、個人番号カードによるオンライン資格確認を通じて、健康情報を把握することが困難な方を含め、患者は本人の健康や医療に関するデータに基づいたより適切な医療を受けることが可能となるなど、様々なメリットがあるものと考えている。

三の5について

お尋ねの「マイナ保険証のみでオフラインで資格確認できる仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「その場でオンライン資格確認ができない場合」の取扱いについては、三の1についてで述べたとおりである。

また、お尋ねの「災害時にマイナ保険証に加え、紙の「資格情報のお知らせ」も携帯するように国民に呼び掛ける」ことについては、現時点では想定していない。なお、御指摘の「バッテリーの不足などスマートフォンでの対応が困難となる事態」については、災害時には、「マイナ保険証」を含め、患者の資格確認ができるものが提示できない場合にも保険診療を受けることができる旨を、厚生労働省より個別の

災害の発生時にお示しすることとしている。

三の6について

お尋ねの「平常時、災害時を問わず、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、公的医療保険の資格情報や医療情報等についてもどこでもアクセスできる」「クラウドシステム」が具体的にどのようなシステムを指しているのか明らかではないため、お答えすることは困難である。